

事 務 連 絡
平成23年5月11日

各地方整備局河川部長 殿
北海道開発局河川管理課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿
各都道府県河川管理担当部局長 殿
関係指定都市河川管理担当部局長 殿

国土交通省 河川局
水政課河川利用企画調整官

河川環境課河川保全企画室長

河川巡視規程例について

今般、下記のとおり、河川巡視規程例（以下「規程例」という。）を作成したので、これを参考に、各地方整備局長等が河川管理業務の実施体制、河川や周辺地域の状況、これまでの河川巡視の実施状況等に応じて、河川巡視規程等を作成されたい。

また、河川の特性等に応じて、本規程例に示す条項の加除、表現の修正、規程細則の制定等を行うこと、又は、現行の河川巡視規程等を改定するにあたり、適宜本規程例のうちの必要な条項等を用いて改定することを妨げるものではない。

なお、「河川巡視規程例について」（平成17年3月29日付事務連絡）及び「河川巡視規程例同解説について」（平成17年3月29日付事務連絡）は廃止する。

記

1. 平常時河川巡視規程例（別添1）
2. 出水時河川巡視規程例（別添2）

〇〇地方整備局平常時河川巡視規程

(目的)

第一条 この規程は、平常時に河川管理の一環として定期的・計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を発見し、概括的に把握するために必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な河川巡視（以下「巡視」という。）の実施を図り、適正な河川管理を行うことを目的とする。

(巡視を行う区域)

第二条 各事務所の巡視の所管区域は、地方整備局組織規則（平成十二年八月十四日 平成十三年国土交通省令第二一号）の別表第四に掲げる管轄区域とし、事務所内における各出張所の巡視の所管区域は、事務所長がこれを定めるものとする。

2 巡視は、前項により定められた巡視の所管区域内の、河川区域、河川保全区域及び河川予定地（以下「河川区域等」という。）を対象として行う。

(巡視を行う者)

第三条 巡視業務は、河川法第七十七条第一項に定める河川監理員及び次項に規定する河川巡視員によって行うものとする。

2 河川巡視員は、所属の職員の中から事務所長が任命した者とする。

3 事務所長は、前項の任命に際して、別図－1の様式の身分証明書及び別図－3の様式の腕章を交付するものとする。

(河川監理員の業務)

第四条 河川監理員は、巡視に関して、河川巡視員を指揮監督するとともに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 河川監理員は、毎年度当初及び毎月当初に第二条に定める巡視を行う区域の河川巡視計画書を第六条に基づき、別表－1－1及び、別表－1－2の様式により作成し、事務所長の承認を受けた後に、これを河川巡視員に交付し、これに基づき巡視を行わせるものとする。

二 河川監理員は、前月の巡視結果について、別表－2の様式により河川巡視報告書を作成し、これを毎月当初に事務所長に提出するものとする。

三 河川監理員は、河川巡視員からの報告に基づき必要と認める場合は、直ちに河川法第七十七条第一項に基づき所要の措置を講じるとともに、重大なものについては別表－2の様式によらず、速やかに事務所長に報告し、指示を受けるものとする。

(河川巡視員等の業務)

第五条 河川巡視員は、河川監理員を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 河川巡視員は、河川監理員から交付された河川巡視計画書ないしは河川監理員の指示に基づいて巡視を行うものとする。
- 二 河川巡視員は、日ごとに別表－３－１及び別表－３－２の様式により河川巡視日誌を作成し、巡視結果を速やかに河川監理員に報告しなければならない。
- 三 河川巡視員は、平常時巡視については、巡視の途上、別表－４に定める事項に関して異常な状況等を認めた場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - ア 現況を撮影し、日時、場所、状況等を記録するものとする。
 - イ 軽微な違反行為があった場合は、その場で口頭又は別表－５の様式の配布ないしは提示により、注意するものとする。
 - ウ 異常な状況等が重大なものであり、かつ、状況の是正等が緊急等を要する場合は、無線等により河川監理員に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 河川巡視員は、巡視を行う場合には、腕章を着用するとともに、身分証明書を必ず携帯し、関係人から請求があったときには身分証明書を提示しなければならない。また、カメラ、巻尺等の巡視に必要な用具を携帯しなければならない。

(河川巡視計画)

第六条 河川監理員は、次の各号に基づき河川巡視計画を作成するものとする。

- 一 河川巡視計画に位置付ける平常時の巡視項目は別表－４を標準とし、所管区域の河川管理の実情に応じて巡視項目の加除を行うものとする。なお、項目の加除に当たっては、適正かつ効率的な巡視の実施及び高度化に資するよう留意するものとする。
- 二 河川巡視計画には、平常時巡視は、前項で規定する巡視項目について、車両等を用いて巡回する方法（以下「一般巡視」という。）により巡視を行うことを及び前項で規定する巡視項目のうちより詳細に状況を把握するべき項目等を抽出し、場所・目的等を絞り巡回する方法（以下「目的別巡視」という。）を規定するものとする。
- 三 河川巡視計画において、河川空間の利用に関する情報収集及び河川の自然環境に関する情報収集に伴う巡視の際の留意事項を記載しようとするときは、必要に応じて沿川関係機関及び有識者等の意見を聞くものとする。

(河川巡視結果の活用)

第七条 巡視結果は、情報として蓄積し、主な内容については河川カルテに記載すると

もに、措置状況の確認、河川管理施設の状況確認、問題箇所の把握及び経年的傾向の分析等に活用するものとする。

2 巡視により得られた情報は、地域住民との情報の共有化を図り、地域住民等の河川管理への理解を深めるため、個人情報の扱いに十分注意し、可能な範囲で広報に努めるものとする。

(業務の委託)

第八条 事務所長は、第五条に規定する河川巡視員の業務を委託し、職員以外の者（以下「委託河川巡視員」という。）に行わせることができるものとする。

2 前項の規定により、河川巡視員の業務を行う者は、事務所長の承認を受けた者とする。

3 事務所長は、委託河川巡視員に対し、別図－2の様式の身分証明書及び別図－4の様式の腕章を交付するものとする。

(地域との連携)

第九条 河川の巡視に関して、必要に応じて地域住民団体等と合同巡視等を行うなど、河川管理及び河川環境の現状について共通認識を持つよう地方公共団体（警察機関を含む。）や、河川環境保全モニター・河川愛護モニター・地域で活動するNPO団体、地域住民団体等との連携を図るものとする。

附則

この規程は、平成23年5月11日から施行する。

職員用

(表)

身 分 証 明 書		第 号
所属 官職	氏 名	
上記の者は河川巡視規程第 条により命ぜられた河川巡視員であることを証す。		
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">() 割印</div>	平成 年 月 日	
	国土交通省〇〇〇〇河川事務所長	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"></div>

(裏)

<p>1 この証票は河川巡視のときは、必ず携帯し関係人から請求があった時は、これを提示しなければならない。</p> <p>1 本証は、他人に貸与もしくは譲渡してはならない。</p> <p>1 本証を紛失したときはすみやかに報告すること。</p> <p>1 本証は、退職その他不要になったときは直ちに発行者に返済する。</p>
--

委託者用

(表)

身 分 証 明 書		第 号
所属	氏 名	
上記の者は国土交通省が委託した委託河川巡視員であることを証す。		
() 割印	担当区域	〇〇川 ××出張所管内
	発行年月日	平成 年 月 日
	有効期限	自平成 年 月 日
		至平成 年 月 日
	平成 年 月 日	
	国土交通省〇〇〇〇河川事務所長	()

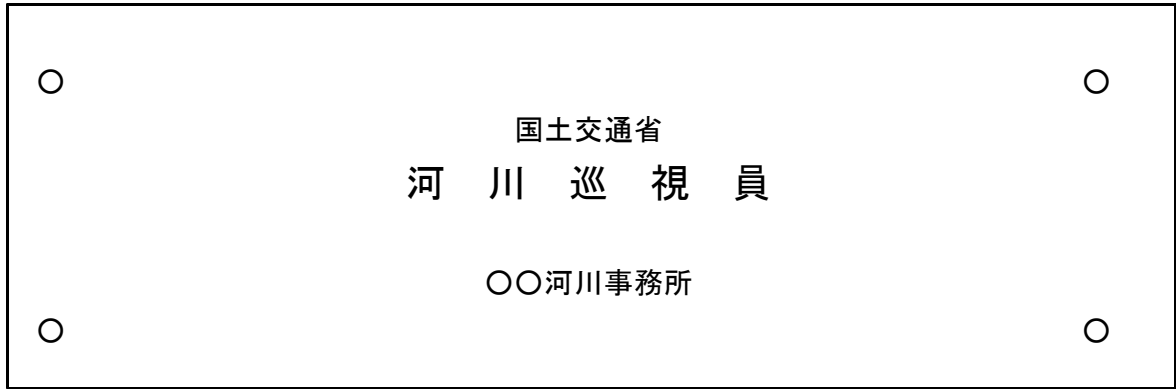
(裏)

- 1 この証票は河川巡視のときは、必ず携帯し関係人から請求があった時は、これを提示しなければならない。
- 1 本証は、他人に貸与もしくは譲渡してはならない。
- 1 本証を紛失したときはすみやかに報告すること。
- 1 本証は、有効期限終了後、その他不要になったときは直ちに発行者に返済する。

別図－3

職員用

腕章

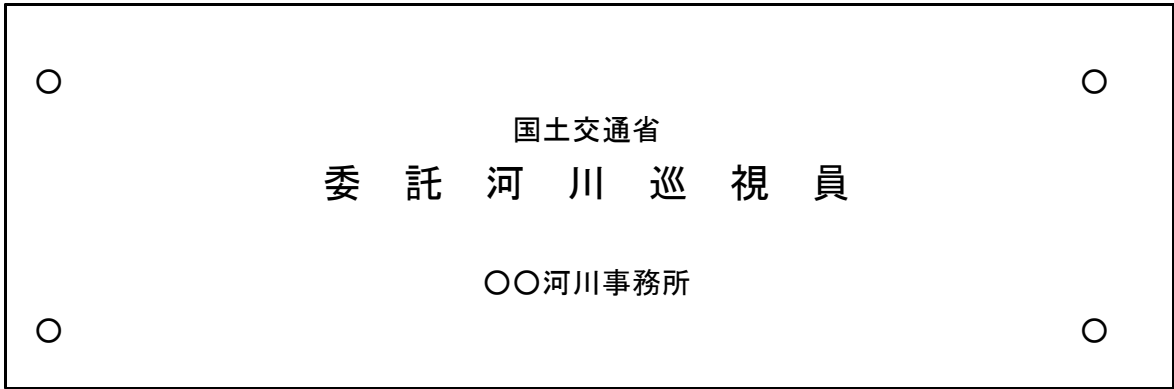


1. 地色は、緑色とし、文字は白色とする。

別図－４

委託者用

腕章



1. 地色は、緑色とし、文字は白色とする。

別表-1-1

年間巡視計画書

河川事務所

出張所

川 k~ km

平成 年

種別	巡視メニュー	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	巡視地区	頻度・時期	巡視手段
委託河川巡視員主体で実施																
職員主体で実施																
河川巡視員等とモニター等が協力して実施																
巡視以外																

《当該月の巡視の基本方針》

《目的別巡視巡視項目》

- | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | 日 | ④ | 日 | ⑦ | 日 |
| ② | 日 | ⑤ | 日 | ⑧ | 日 |
| ③ | 日 | ⑥ | 日 | | |

日	曜	基本方針	午前（：～：）		午後（：～：）		摘要欄
			巡視内容	巡視ルート／巡視範囲／巡視場所	巡視内容	巡視ルート／巡視範囲／巡視場所	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

《翌月への引継事項》

平成 年 月 日			
殿 <hr style="width: 20%; margin: 0 auto;"/>		○○出張所長	
<h2 style="margin: 0;">河川巡視月間報告書</h2>			
河川の管理状況を下記の通り報告する			
期間		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
記			
期 間	巡視区域	管理状況	摘 要

懸 案 事 項 そ の 他	
-------------------------------------	--

事 務 所 長 の 判 断	<div style="text-align: right; padding-right: 20px;">平成 年 月 日</div>
-------------------------------------	---

河川巡視日誌(巡視内容記録票)

●実施日： 平成17年 日 ()

天候：

巡視員	<input type="text"/>
運転手	<input type="text"/>

●実施した巡視の内容

	巡視内容	巡視ルート／巡視範囲／巡視場所	巡視手段
午前 (<input type="text" value=""/> : <input type="text" value=""/> ~ <input type="text" value=""/> : <input type="text" value=""/>)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
午後 (<input type="text" value=""/> : <input type="text" value=""/> ~ <input type="text" value=""/> : <input type="text" value=""/>)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

●確認事項

No.	確認位置	記事
整理 番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>

確認欄

主任 監督員	監督員	監督員
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

管理技術 者	委託河川 巡視員	運転手
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

摘要欄(指示事項など)

河川巡視日誌(巡視結果記録票)

整理番号
1

記録日	平成17年 月 日	曜日	時刻
記入者		()	

時刻は〇:〇〇で記入

大項目	
中項目	
小項目	

箇所	岸	距離標
		km ~ km

記事	
----	--

出張所の判断	
--------	--

処置経過		
処置日	記入者	処置(対応)

当日

関係者・関係機関	
関係者名	連絡先

位置図・見取図

写真

別表－4 河川巡視項目

項目	内容
	<p>(1) 河川区域等における違法行為の発見及び報告</p> <p>河川巡視は、河川法に規定する河川区域、河川保全区域及び河川予定地において、許可が必要とされている行為を無許可で行っていたり、禁止されている行為を行っているものについて発見した場合その状況を把握し報告を行う。</p>
<p>①流水の占有関係</p> <p>a) 不法取水</p> <p>b) 許可期間外の取水</p> <p>c) 取水施設等の状況</p>	<p>河川法 23 条に規定する流水の占有に関する違反行為がないかどうかを現地において状況を把握する。</p> <p>取水施設の設置やポンプの設置により、無許可で河川から取水が行われていないかどうかの状況を把握する。</p> <p>取水施設からの取水が許可期間外に行われていないかどうかの状況を把握する。</p> <p>取水施設において取水量が許可と異なっていないか、また許可を受けて設置された工作物が、許可どおりの状態になっているか、設置後に無許可で改築、改造等が行われていないかの状況を把握する。</p>
<p>②土地の占有関係</p> <p>a) 不法占有</p> <p>b) 占有状況</p>	<p>河川法 24 条に規定する土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）の占有に関する違反行為がないかどうかを現地において状況を把握する。</p> <p>河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する民地を除く。）において、無許可で土地が占有されていないかの状況を把握する。具体的には私的な土地の占有、恒常的な駐車、不法係留、無許可の耕作等の状況を把握する。</p> <p>占有許可を受けた土地において、占有の範囲が許可の範囲と異なっていないか、また、許可条件等に基づき適正に管理されているかの状況を把握する。</p>
<p>③河川の産出物の採取に関する状況</p> <p>a) 不法盗掘、不法伐採</p>	<p>河川法 25 条に規定する河川区域内の土石等の採取が許可どおり実施されているかどうかを現地において状況を把握する。</p> <p>河川区域内の河川管理者が権原を有する土地において許可を受けていない砂利採掘や、樹木の伐採等が実施されていないかの状況を把握する。</p>

項目	内容
b) 採取位置等	許可を受けた砂利採取箇所等において、採取位置・範囲、運搬路の位置が許可どおりかの状況を把握する。
c) 土砂等の仮置き状況	許可を受けた砂利採取箇所等において、土砂等の仮置きが、定められた位置に定められた形状で仮置きされているかの状況を把握する。
d) 汚濁水の排出の有無	許可を受けた砂利採取箇所等において、汚濁水が河川へ放流されていないかどうかの状況を把握する。
④ 工作物の設置状況	河川法 26 条に規定する河川区域内の工作物の新築等に関する違反行為がないかどうかを現地において状況を把握する。
a) 不法工作物	河川区域内において、許可を受けていない工作物（建物、通路、看板、栈橋・係留施設等）が設置されていないかの状況を把握する。
b) 工作物の状況	許可を受けて設置された工作物が、許可どおりの状態になっているか、また、設置後に無許可で改築・改造等が行われていないかの状況を把握する。
⑤ 土地の形状変更状況	河川法 27 条に規定する土地の掘削等に関する違反行為がないかどうかを現地において状況を把握する。
a) 不法形状変更	河川区域内において、許可を受けていない土地の掘削・盛土等が実施されていないかの状況を把握する。
b) 土地の形状変更の状況	許可を受けている土地の掘削・盛土行為が許可どおりの状態になっているかの状況を把握する。
⑥ 竹木の流送やいかだの通航状況	河川法施行令第 16 条の 2 及び第 16 条の 3 に基づく、河川管理者が指定した船やいかだの通航制限や竹木流送の許可に関する違反行為がないかを現地において状況を把握する。
* a) 不法な竹木流送	許可を受けていない竹木の流送が実施されていないかの状況を把握する。
b) 竹木の流送状況	許可を受けて実施されている竹木の流送が許可どおり実施されているかどうか、又竹木の流送が河川管理者の指定する水域内で、指定どおりに行われているかの状況を把握する。

項目	内容
c) 船またはいかだの通航状況	河川管理施設である閘門あるいは河川管理者が指定した水域において、指定した通行方法による通航が実施されているかの状況を把握する。
⑦河川管理上支障をおよぼすおそれのある行為の状況	河川法施行令第16条の4に規定する河川の損傷や、ごみ等の投棄、指定区域における車両乗入れ等が行われていないかを現地において状況を把握する。
a) 河川の損傷	人為的な河川の損傷が行われていないかの状況を把握する。
b) ごみ等の投棄	河川区域内においてごみ等の投棄が行われていないかの状況を把握する。
c) 指定区域内の車両乗入れ	河川管理施設の保全または動植物の生息地・生育地として特に保全を必要とする箇所、河川管理者が指定した区域において自動車その他の河川管理者が指定したものが入れられていないかの状況を把握する。
d) 汚水の排出状況	河川管理者への届出を行わずに、一定量以上の汚水が排出されていないかの状況を把握する。特に、特殊な汚濁色や臭い、泡、魚の浮上等がないかの状況を把握する。
⑧河川保全区域及び河川予定地における行為の状況	河川法55条第1項及び57条第1項に規定する河川保全区域及び河川予定地における制限行為が無許可で行われていないか、また許可どおりに行われているかを現地において状況を把握する。
a) 不法工作物	河川保全区域あるいは河川予定地において、許可を受けていない工作物（建物、通路、看板等）が設置されていないかの状況を把握する。
b) 工作物の状況	許可を受けて設置された工作物が、許可どおりの状態になっているか、また、設置後に無許可で改築・改造等が行われていないかの状況を把握する。
c) 不法形状変更	河川保全区域あるいは河川予定地において、許可を受けずに土地の掘削・盛土等が実施されていないかの状況を把握する。

項目	内容
(2)河川管理施設及び許可工作物の維持管理の状況の把握 河川巡視は、河川管理施設がそれぞれ求められる機能を十分発揮するため、その状況を車上を中心とした目視レベルで把握し、認められた変状について報告する。 また、許可工作物については、許可どおりに維持管理されているかどうかを同様に把握し、その変状について報告する。 なお、本項では堰や樋門・樋管等の機械施設・電気通信施設の動作確認や河道及び河川管理施設の点検は含まれない。	
①河川管理施設の維持管理状況 a)堤防の状況 b)堰・水門等構造物の状況 c)護岸・根固及び水制の状況	河川管理施設について、大きな損傷が生じているかどうかを、目視により現地において、その状況について把握する。 堤防天端や小段に不陸、亀裂、わだちがないか、堤防法面に人畜や車両による損傷がないか、また、法面の芝の生育不良、法面の亀裂、法崩れ、段差がないか等、また、堤防法尻等に漏水が見られないかの状況を把握する。 河川管理施設である堰や水門、樋門・樋管等において、本体及び取付け護岸、取付け水路の重大な損傷や不等沈下、水路の埋塞等がないかの状況を把握する。 護岸・根固及び水制について重大な損傷（護岸のクラック、裏込の流失、基礎部の洗掘、上・下流河岸の侵食、根固めの流失等）について状況を把握する。
②許可工作物の維持管理状況 a)許可工作物の状況	許可工作物について、重大な損傷が見られるか、また、ごみの堆積や汚水・油のもれ等がないかを現地において状況を把握する。 許可工作物である堰や水門、樋門・樋管、橋梁等において、本体及び取付け護岸、取付け水路の重大な損傷、水路の埋塞等がないかの状況を把握する。
③親水施設等の利用安全性 a)親水施設の状況	親水機能等の確保を目的として設置された施設が、設置の目的に応じて適切に管理されているか、また利用上危険性がないかを現地において状況を把握する。 設置された親水施設に損傷、汚損等の有無及び、その施設が利用者に危険性がない状態になっているかの状況を把握する。
④車止め、標識、距離標等の保全状況	河川区域内における車止め、標識、距離標、占用杭、境界杭等が適切に保全され、破損・汚損等がないかどうかを現地において状況を把握する。

項目	内容
⑤河道の状況 a) 河岸の状況 b) 河口閉塞の状況 c) 河道内における砂州 堆積状況 d) 樹木群の生育状況	<p>河道の状況について正常に流下しているかを目視によりその状況を把握する。</p> <p>天然河岸において流水などにより異常な側方浸食が生じていないかの状況を把握する。河岸が流水により洗掘を受け、新たな深掘れ箇所が発生していないかどうかの状況を把握する。</p> <p>河口部において堆砂の状況を把握する。特に河口閉塞が生じていないかの状況を把握する。</p> <p>河道内で新たな砂州の形成や移動により、堆積土砂で周辺の流れに変化があるかどうかの状況を把握する。</p> <p>河道内における樹木の繁茂状況や、護岸等への根の進入、めくれ上がり等がないかの状況を把握する。</p>
<p>(3) 河川空間の利用に関する情報収集</p> <p>河川巡視は河川空間が地域の人々に適正に利用され、また、必要な河川環境の整備を実施するために、河川空間の利用状況を把握すると共に、河川空間における好ましくない河川利用の状況（車両の放置、許可を受けた栈橋以外での係留、他の利用者に危険をおよぼす利用形態等）について状況を把握し報告する。</p> <p>また、河川環境整備のための基礎的情報を収集するため、河川区域における利用上の特筆されるべき事象（漁労上の仕掛け等の設置、禁漁期間、河川における行事、新たな河川利用形態）等について情報を把握し報告するものとする。</p>	
①危険行為等の発見 a) 危険な利用形態 b) 不審物・不審者の有無	<p>河川区域内において、利用者が安全に利用出来るよう、又は河川区域内の施設等が安全に利用出来るよう、主に危険行為防止の観点から利用状況等の把握を現地において行う。また、大麻草・ケシ等の薬物に類する植物の栽培等がないか把握する。</p> <p>河川空間において、利用者が危険にさらされるような利用形態（水難事故等の危険性）や、他の河川利用者に危険を与えるような利用形態（河川敷でのゴルフ、モトクロス等）があるかどうかについて状況を把握する。</p> <p>河川空間において、テロ行為等の犯罪行為の発生を予防するため、特に重要施設（堰、水門、取水口、橋梁等）の付近において、不審物や不審者がいないかどうかを現地で状況を把握する。</p>

項目	内容
<p>*②河川区域内における駐車や係留の状況</p> <p>*a) 河川区域内の駐車状況</p> <p>*b) 係留・水面利用等の状況</p>	<p>河川区域内の自由使用を確保するため、河川区域内で通行の支障になったり、他の自由使用を妨げるような駐車・係留等の実態等について現地において状況を把握する。</p> <p>河川区域内において通行や他の自由使用を妨げるような車両の駐車（無余地駐車、占用地外へのはみ出し駐車など）について状況を把握する。</p> <p>河川区域内において、許可を受けていない係留や停泊の状況、又は水上バイク、カヌー練習などが反復して利用されている状況について現地で把握する。</p>
<p>*③河川区域内の利用状況</p> <p>*a) イベント等の開催状況</p> <p>*b) 施設の利用状況</p> <p>*c) 河川空間における生産・漁業活動等の状況</p>	<p>河川区域内における基礎情報を得るため、河川空間における地域住民等の利用状況及びゾーニングが定められている場合にはその齟齬を現地において把握する。</p> <p>日常的な利用と異なるイベントや行事の際に、どのような河川利用が行われているか等について状況を把握する。</p> <p>河川空間に設置された休憩所、トイレ、遊歩道等の施設が適切に維持管理されているかの状況を把握する。</p> <p>河川空間において、農耕や漁業活動が行われている場合、その活動状況（例えば田植え・稲刈り、ヤナ等の設置、禁漁期間の開始・終了等）について把握する。</p>
<p>(4)河川の自然環境に関する情報収集</p> <p>河川巡視は河川区域内の自然環境を適切に整備・保全するため、その基礎情報として、河川の自然環境に関わる特筆されるべき事象（代表的な植物の開花、特定外来種の生育状況、大麻草・ケシ等の薬物に類する法律違反の栽培、渡り鳥の飛来・飛去、瀬切れの発生等）について把握し報告する。</p>	
<p>①自然環境の状況把握</p> <p>a) 河川の水質に関する状況</p> <p>*b) 河川の水位に関する状況</p>	<p>河川環境の整備と保全のため、河川区域内における自然環境の状況について情報を収集する。ここでは、特に水質事故等の危機管理の観点から巡視を行う。</p> <p>河川の水質について、異常な汚濁色、油の流下、魚の浮上、臭い等がないかどうかの状況を把握する。</p> <p>渇水時において生じる河川水位の低減により、瀬切れ等の状況について把握する。</p>

項目	内容
*c) 季節的な自然環境の変化	河川の自然環境について季節的な周期により生じる、目視にて容易に把握できる自然環境の変化について把握する。例えば、希少種の生息環境の状況、渡り鳥の渡来・飛去、集団営巣地の形成、魚の集団溯上、堤防や河川敷における菜の花や彼岸花の開花、桜の開花、紅葉の最盛期、特定外来種の生育状況等である。
②自然環境へ影響を与える行為 a) 自然保護上重要な地域での土地改変等 *b) 自然保護上重要な種の生息・捕獲・採取の状況	河川区域において自然環境について影響を与えるような河川利用がある場合、現地において状況を把握する。 自然保護上重要な植物の群生地や、鳥類の繁殖地等において、車両の乗り入れや、生息へ影響を与えるような行為が行われていないかどうかの状況を把握する。 自然保護上重要な動植物（絶滅のおそれのある動植物や天然記念物等）について、河川区域内で生息状況を把握する。また、捕獲や採集が行われていないかの状況を把握する。具体的には、禁止されているカスミ網等を発見した場合その状況を把握する。
③多自然川づくりの状況 ④魚道の通水状況	整備された自然再生の箇所、池、ワンド等が埋没、干上がり、損傷等がないか状況を把握する。 河川管理施設や許可工作物の堰等に設置された魚道について、水が流れているかどうか、また、魚道入り口等において土砂堆積や、河床洗掘などが生じていないかどうかの状況を把握する。

※「*」印は「必要に応じて実施する巡視項目」

注 意

あなたの行為は河川法に違反していますので、すみやかに原状に回復してください。

平成〇年〇月〇日

国土交通省〇〇河川事務所〇〇出張所

この件についてのお問い合わせは、国土交通省〇〇河川事務所〇〇出張所河川
監理員〇〇〇〇までお願いいたします。

問い合わせ先

国土交通省〇〇河川事務所〇〇出張所

住所：〇〇市〇〇1234番

電話：〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

〇〇地方整備局出水時河川巡視規程

(目的)

第一条 この規程は、洪水時や高潮時に河川管理の一環として時々刻々と変化する状態を概括的に把握し、適切な措置を迅速に行うために必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な出水時の河川巡視（以下「巡視」という。）の実施を図り、適正な河川管理を行うことを目的とする。

(巡視を行う区域)

第二条 各事務所の巡視の所管区域は、地方整備局組織規則（平成十二年八月十四日 平成十三年国土交通省令第二一号）の別表第四に掲げる直轄区域とし、事務所内における各出張所の巡視の所管区域は、事務所長がこれを定めるものとする。

2 巡視は、前項により定められた巡視の所管区域内の、河川区域、河川保全区域及び河川予定地（以下「河川区域等」という。）を対象として行う。

(巡視を行う者)

第三条 巡視業務は、河川法第七十七条第一項に定める河川監理員及び次項に規定する出水時巡視員によって行うものとする。

2 出水時巡視員は、所属の職員の中から事務所長が任命した者とする。

3 事務所長は、前項の任命に際して、別図－1の様式の身分証明書及び別図－3の様式の腕章を交付するものとする。

(河川監理員の業務)

第四条 河川監理員は、巡視に関して、出水時巡視員を指揮監督するとともに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 河川監理員は、毎年出水期前に、別表－1－1（出勤基準、班体制、代替要員等）及び別表－1－2（巡視ルート）の様式により所管区域内の出水時巡視計画書を作成し、事務所長の承認を受けた後に、これを出水時巡視員に交付し、これに基づき巡視を行わせるものとする。

ただし、河川監理員が、出水の状況、被害の状況等から特別の事情があると認める場合には、出水時巡視計画書によらず巡視の指示を行うことができるものとする。

二 河川監理員は、出水時巡視員からの報告があった場合は、直ちにその状況を事務所長に報告し、指示を受けるものとする。

三 河川監理員は、出水が終わった後に、別表－2の様式により遅滞なく出水時巡

視報告書を作成し、事務所長に提出するものとする。

(出水時巡視員の業務)

第五条 出水時巡視員は、河川監理員を補佐するとともに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 出水時巡視員は、河川監理員から交付された出水時巡視計画書ないしは河川監理員の指示に基づいて、第六条に定める巡視を行うものとする。
 - 二 出水時巡視員は、河川監理員に定時報告を行うものとする。
 - 三 出水時巡視員は、巡視の途中において、第六条第一項に定める事項に関して、異常な状況等を認めた場合又は第六条第二項に該当する場合は、野帳にその状況等を記録するとともに、無線等により直ちに河川監理員に報告し、指示を受けるものとする。
 - 四 出水時巡視員は、巡視の途中において、第六条第一項に定める事項に関して、第六条第三項に該当する場合には、野帳にその結果等を記載するとともに、必要に応じて、無線等により河川監理員に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 出水時巡視員は、巡視を行う場合には、腕章を着用するとともに、身分証明書を必ず携帯し、関係人から請求があったときには身分証明書を提示しなければならない。また、無線機、野帳等の巡視に必要な用具を携帯しなければならない。

(巡視)

第六条 巡視は、原則として、はん濫注意水位を越える洪水及び高潮が発生している全区间について、河川監理員の指示する期間において、目視により、次の各号に掲げる事項に関して状況の把握を行うものとする。

- 一 堤防の状況
亀裂、法崩れ、沈下、すべり、決壊等が発生していないか。漏水が発生していないか。越水していないか。
- 二 洪水流の状況
水面が天端に接近していないか。大きな波や渦巻き等が発生していないか。建物等が流れていないか。
- 三 河川管理施設及び許可工作物の状況
 - ア 河川管理施設及び許可工作物
破損、沈下、傾斜等の異常が生じていないか。流失していないか。横断工作物について流木等による閉塞が生じていないか。樋門・樋管及び水門について逆流が生じていないか。工作物まわりで漏水が発生していないか。一般交通等に支障が生じていないか。
 - イ 撤去

洪水時に撤去しなければならない工作物が撤去されているか。

四 高水敷の状況

大きな洗掘が発生していないか、異常な流向になっていないか。

五 堤内地の浸水状況

浸水原因、浸水範囲、浸水深

六 水防作業状況

作業箇所、出動水防団名・員数及び作業状況

七 河川区域内における工事の状況（出水時に河川区域内で工事が行われている場合）

ア 仮設物等

仮設物について破損、沈下、傾斜等の異常が生じていないか。洪水時に撤去しなければならない建設機械、資材等が撤去されているか。工事箇所からの流出物がないか。仮設物まわりで大きな波や渦巻き、洗掘等が発生していないか。

イ 工事箇所周辺の河川管理施設等

破損、沈下、傾斜等の異常が生じていないか。流失していないか。

- 2 巡視の途上、水防団に出会った場合は、前項の第六に定める事項及び水防団の巡視結果等について確認を行うものとともに、また、許可工作物の管理者の巡視や現地作業に出会った場合も、同様に状況の確認を行うものとする。
- 3 巡視の途上、地域住民に出会った場合には、巡視に支障がない範囲において、第一項に規定する事項等に関する情報の収集に努めるものとする。
- 4 巡視の途上、巡視を続行することが危険と判断される場合は、無線等により直ちに河川監理員に報告し、指示を受けるものとする。

（業務の委託）

第七条 事務所長は、第五条及び第六条に規定する出水時巡視員の業務を委託し、職員以外の者（以下「委託出水時巡視員」という。）に行わせることができるものとする。

- 2 前項の規定により、委託出水時巡視員の業務を行う者は、事務所長の承認を受けた者とする。
- 3 事務所長は、委託出水時巡視員に対し、別図一 2 の様式の身分証明書及び別図一 4 の様式の腕章を交付するものとする。

附則

この規程は、平成 23 年 5 月 11 日から施行する。

別図－1

(表)

身分証明書 第 号	
所 属 官 職	氏 名
上記の者は出水時河川巡視規程第 条により命ぜられた出水時巡視員であることを証す。	
() 割印	平成 年 月 日 国土交通省〇〇〇〇河川事務所長
	□

(裏)

1. この証票は出水時巡視のときは、必ず携帯し関係人から請求があった時は、これを提示しなければならない。 1. 本証は、他人に貸与もしくは譲渡してはならない。 1. 本証を紛失したときはすみやかに報告すること。 1. 本証は、退職その他不要になったときは直ちに発行者に返済する。
--

別図－2

(表)

身分証明書 第 号	
所 属	氏 名
上記の者は国土交通省が委託した委託出水時巡視員であることを証す。	
() 割印	担当区域 〇〇川 ××出張所管内 発行年月日 平成 年 月 日 有効期限 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
	平成 年 月 日 国土交通省〇〇〇〇河川事務所長

(裏)

1. この証票は出水時巡視のときは、必ず携帯し関係人から請求があった時は、これを提示しなければならない。 1. 本証は、他人に貸与もしくは譲渡してはならない。 1. 本証を紛失したときはすみやかに報告すること。 1. 本証は、有効期限終了後、その他不要になったときは直ちに発行者に返済する。
--

別図-3



- 1 地色は、緑色とし、文字は白色とする。

別図-4



- 1 地色は、緑色とし、文字は白色とする。

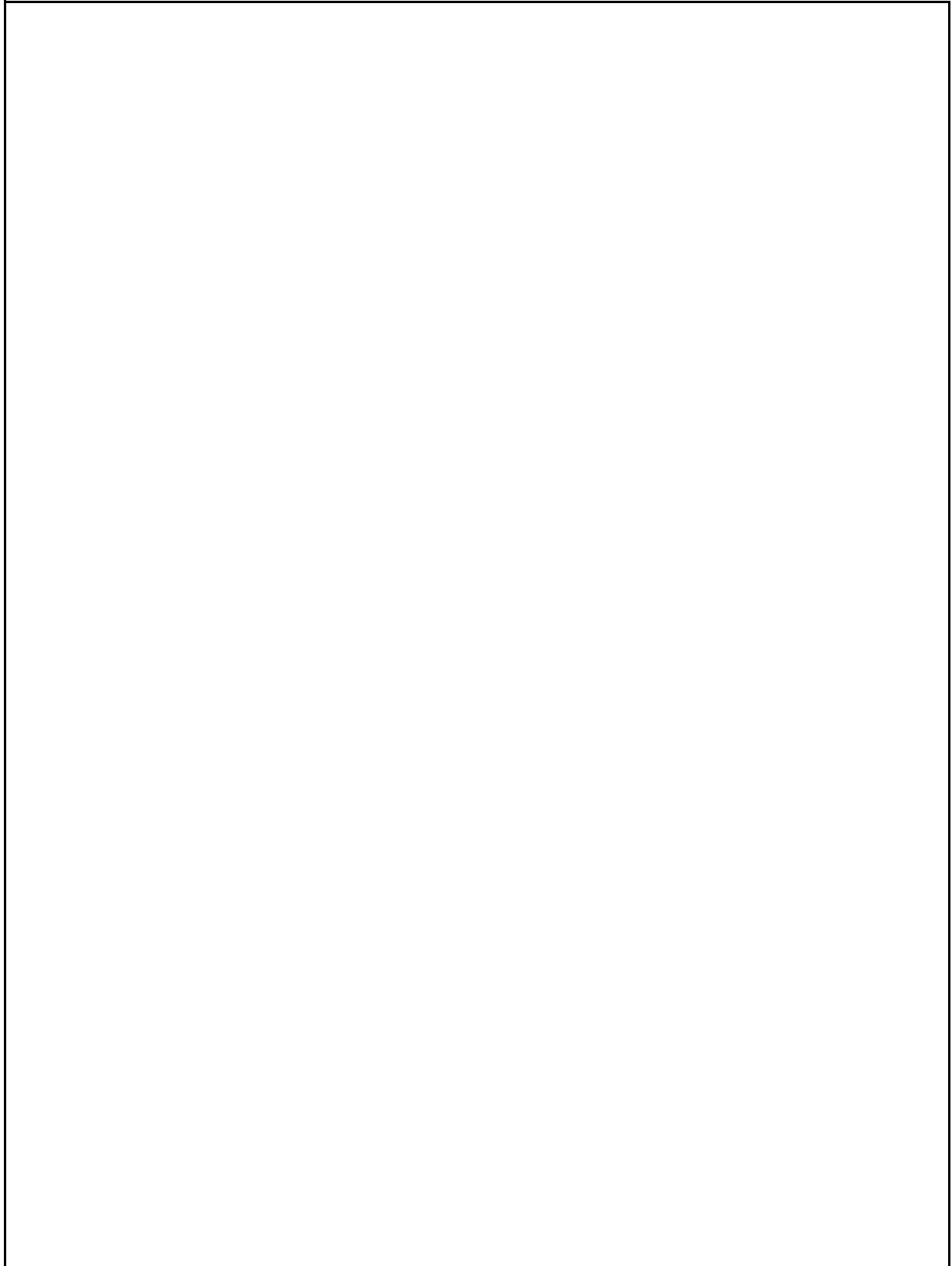
別表－1－1

出水時の出動基準、班体制、代替要員

班	班体制		代替要員		出動基準
	官職	氏名	官職	氏名	
第一班					
第二班					
第三班					
第四班					

別表－１－２

巡視ルート



〇〇川 出水時巡視報告書

巡視区間	左岸	k	～	k	実施年月日	出水時巡視員			
	右岸	k	～	k		平成 年 月 日			

種別	巡視項目	異常の有無	距離標	記事	処理	
堤防の状況	亀裂、法崩れ、沈下、すべり、決壊等が発生していないか					
	漏水が発生していないか					
	越水していないか					
洪水流の状況	水面が天端に接近していないか					
	大きな波や渦巻き等が発生していないか					
	建物等が流れていないか					
河川管理施設及び許可工作物の状況	河川管理施設及び許可工作物	破損、沈下、傾斜等の異常が生じていないか				
		流出していないか				
		横断工作物について流木等による閉塞が生じていないか				
		樋門・樋管及び水門について逆流が生じていないか				
		工作物まわりで漏水が発生していないか				
	撤去	洪水時に撤去しなければならない工作物が撤去されているか				
高水敷の状況		大きな洗掘が発生していないか				
		異常な流向になっていないか				
堤内地の浸水状況		浸水原因				
		浸水範囲				
		浸水深				
水防作業の状況		作業箇所				
		出動水防団名、員数及び作業状況				
河川区域内における工事の状況	仮設物等	仮設物について破損、沈下、傾斜等の異常が生じていないか				
		洪水時に撤去しなければならない建設機械、資材等が撤去されているか				
		工事箇所からの流出物がないか				
		仮設物まわりで大きな波や渦巻き、洗掘等が発生していないか				
	周辺の施設	破損、沈下、傾斜等の異常が生じていないか				
		流出していないか				

※必要に応じ写真や図等を添付する。